

◆ 編集と発行—大館市役所
 ◆ 発行年月日—昭和43年4月1日
 ◆ 発行日—毎月1日

定価1部4円

昭和43年3月1日第3種郵便物認可

1日1円で 皆んなを守る

—4月1日から受付！—

大館市では、県内の市町村にさきかけて、不幸にして交通事故にみまわれた市民を救済するため、交通災害共済制度を実施することになりました。

この制度は、市民の皆さんの加入のもとに、1人1日1円(年額365円)を出しあって、交通事故にあった方をお見舞し、明るい市民生活をおくっていただくこと、するものです。

交通戦争といわれている今日、いつどこで、事故にあうかもしれません。万一の事故にそなえ、家族ぐるみで加入いたしましょう。

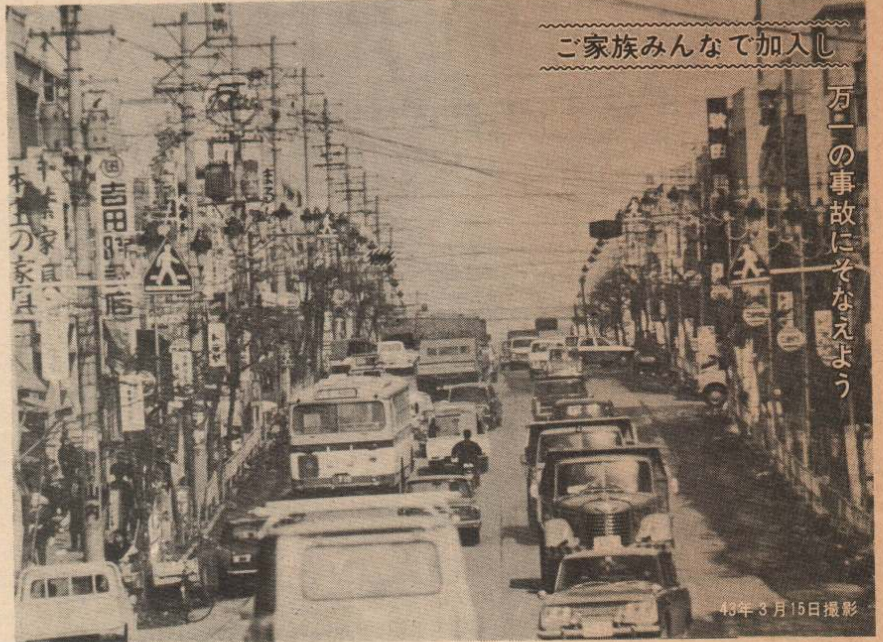
《掛金(年額)》

- 一般市民 365円
- 小中学生 300円
- 小学1年に入学する児童 市で負担

共済の見舞金

傷害の程度		見舞金
1等級	死亡した人	50万円
2等級	全治6ヵ月以上の傷害を受けた人	10万円
3等級	全治3ヵ月未満の傷害を受けた人	5万円
4等級	全治1ヵ月以上3ヵ月未満の傷害を受けた人	2万円
5等級	全治1週間以上1ヵ月未満の傷害を受けた人	5千円
6等級	全治1週間以下の傷害を受けた人	2千円

交通災害共済に加入しましょう



ご家族みんなで加入し

万一の事故にそなえよう

43年3月15日撮影

申込の方法は簡単

申込書に記入し、365円(小、中学生は300円、小学1年に入る児童は全額市で負担)をそえて申し込むだけです。

加入できる人

大館市民であれば、どなたでも加入できます。(外人登録をしている方でも加入できます)

対象になる交通事故

自動車、バイク、自転車、汽車、電車、飛行機、船、ケーブルカー、モノレールなどの乗物に乗車中、または運行中に起った事故が対象になります。(自殺や当人の重大な過失による事故は対象になりません)

共済の期間

43年4月1日から44年3月31日までの1年間でこの間は、いつでも加入できます。ただし、市外に転出したときは、資格がなくなります。

加入申込を受付している所

- | | |
|----------|-------------|
| 本庁の市民相談室 | 電話代(2)1212番 |
| 花矢支所 | “(花岡局)141番 |
| 釈迦内出張所 | “(2)3007番 |
| 長木出張所 | “(2)0936番 |
| 上川沿出張所 | “(2)0836番 |
| 下川沿出張所 | “(2)0257番 |
| 真中出張所 | “(2)1941番 |
| 二井田出張所 | “(2)4571番 |
| 十二所出張所 | “(十二所局)1番 |
| 矢立出張所 | “(花岡局)8001番 |

大館市交通災害共済加入申込書

大館市長 石川芳男 殿

昭和 年 月 日

住所		大館市		町 丁目		番地 番号		方		住民票	有 無
加入者氏名		生年月日	性別	続柄	職業	請求人		氏名	住所	加入者続柄	
	明大昭	年月日	男								
	大昭	年月日	女								
	明大昭	年月日	女								
	明大昭	年月日	女								
	明大昭	年月日	女								
	明大昭	年月日	女								

注 大館市内に住所を有していない方は申し込みできません。
 請求人の欄は加入者が不幸にして死亡したときの、受取人の氏名、住所を記入してください。